



平成29年3月31日
港 湾 局

「東京都港湾管理条例の一部改正」に関する都民意見の募集について

東京都では、「東京都港湾管理条例」を改正し、防災上の観点から臨港道路における電柱等の占用を規制することを検討しております。

本条例の改正案を作成するに当たり、条例の運用を適正に行っていくため、皆様からご意見を募集します。

1 意見募集の対象

東京都港湾管理条例の一部改正

2 意見募集に関する資料の入手方法

- ・港湾局ホームページよりダウンロードできます。
ホームページ <http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/seisakujouhou/>
(『東京都港湾管理条例の一部改正』に関する都民意見の募集について)をクリックしてください。)
- ・都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階北側)、港湾局情報提供コーナー(都庁第二本庁舎9階南側)で閲覧できます。(土曜、日曜、祝日を除く9時00分から18時15分まで)

3 募集期間及び提出方法

- (1) 募集期間 平成29年3月31日(金曜日)から平成29年4月14日(金曜日)まで
- (2) 提出方法
 - ・郵送(4月14日(金曜日)消印有効)、Eメール又はファックスで御提出ください。
 - ・提出に当たっては、件名を「東京都港湾管理条例の一部改正に関する意見」と明記の上、
①ご意見 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤性別を御記入ください。
なお、②③④⑤の記入は任意です。
 - ・電話による御意見は受け付けておりませんので、御了承下さい。
- (3) 提出先
 - ・郵送 : 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 港湾局港湾経営部経営課行
 - ・Eメール : S0000758@section.metro.tokyo.jp
(「S」はアルファベットの半角大文字。その後は、数字の「ゼロ」が4つ続きます。)
 - ・ファックス : 03-5388-1576

4 留意事項

- ・お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、公表させていただく場合があります。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。
- ・Eメールの場合は、添付ファイルではなく、メール本文への記載をお願いいたします。データファイル等を添付された場合、情報セキュリティの都合上、開封いたしません。
- ・Eメールアドレス、ファックス番号等はお間違えのないようお願いいたします。

【問い合わせ先】

港湾局港湾経営部経営課 近田・下向
(直通) 03-5320-5607 (都庁内線) 43-236